

平成17年12月秋田市議会定例会提出予定案件

	件名	説明										
1	<p>「条例案」 5件</p> <p>秋田市大森山動物園条例を設定する件</p>	<p>設定理由</p> <p>大森山動物園（以下「動物園」という。）の設置理念を明示するとともに、冬期の入園料等について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 動物園を浜田字渦端154番地に設置する。 2 動物園は、大森山の豊かな自然の中で、動物との出会いおよびふれあいを通して、市民のレクリエーションの場を提供することにより、自然および命の大切さについて学び、かつ、動物の命をつなぐ場を目指すものとする。 3 動物園において行う事業は、次に掲げるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育的な配慮のもとに、動物の収集、飼育および展示を行うこと。 (2) 動物に関する知識を深めるための活動ならびに生き物および自然を愛する気持ちを育てる活動を行うこと。 (3) 動物の種の保存活動を行うこと。 (4) 動物の調査および研究を行うこと。 (5) 野生動物の保護および救護の活動ならびにその支援を行うこと。 (6) その他市長が必要と認める事業 4 動物園に入園しようとする者は、入園料を納付しなければならないこととする。 <p>入園料</p> <table border="1" data-bbox="820 1850 1401 2083"> <tr> <td rowspan="2">個人</td> <td>3月1日から 12月31日まで</td> <td rowspan="2">1人1回 につき</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>1月1日から 2月末日まで</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1人1年間につき</td> <td>1,200円</td> </tr> </table>	個人	3月1日から 12月31日まで	1人1回 につき	500円	1月1日から 2月末日まで	300円	1人1年間につき			1,200円
	個人	3月1日から 12月31日まで		1人1回 につき		500円						
1月1日から 2月末日まで		300円										
1人1年間につき			1,200円									

団体(20人以上)	3月1日から12月31日まで	1人1回につき	400円
	1月1日から2月末日まで		240円

5 市長は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき等は、入園を拒否し、又は退園を命ずることができることとする。

6 動物園の施設のうち規則で定めるイベント施設において、動物園が主催する事業の期間その他の市長が別に定めるイベント期間に限り、市長の許可を受けて物品の販売等を行うことができることとする。

7 イベント施設の使用の許可を受けた者は、使用料を前納しなければならないこととする。

イベント施設の使用料

面積20㎡まで	1日につき	1,800円
面積20㎡を超える		500円
5㎡までごとに		

8 その他使用の制限、入園料等の減免および不還付等について規定する。

9 秋田市都市公園条例の一部を改正し、規定の整備を行うこととする。

施行期日 平成18年1月1日から

2 秋田市中心卸売市場業務条例の一部を改正する件

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号):平成17年6月22日公布、平成18年3月1日施行

改正理由

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号)の施行に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの

改正要旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律を引用している規定の整備を行う。

施行期日 卸売市場法第11条の規定による農林水産大臣の認可があった日以後において規則で定める日から

3 秋田市営住宅条例等の一部を改正する件

民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措

改正理由

土地区画整理法の一部改正(平成17年法律第34号)等に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの

置法等の一部を改正する法律(平成17年法律第34号):平成17年4月27日公布、同年10月24日施行

改正要旨

土地区画整理法を引用している次に掲げる条例の規定の整備を行う。

- (1) 秋田市営住宅条例
- (2) 秋田都市計画事業秋操駅南地区土地区画整理事業施行条例
- (3) 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業施行条例
- (4) 秋田都市計画事業秋田駅西北地区土地区画整理事業施行条例
- (5) 秋田都市計画事業秋田駅東拠点地区土地区画整理事業施行条例
- (6) 秋田市特定公共賃貸住宅条例

施行期日 公布の日から

- 4 秋田都市計画事業秋田駅東第二地区土地区画整理事業施行条例を廃止する件

廃止理由

秋田駅東第二地区における土地区画整理事業が終了したため、廃止しようとするもの

施行期日 公布の日から

- 5 秋田市火災予防条例の一部を改正する件

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第65号):平成16年6月2日公布、一部の規定を除き、同年12月1日施行

危険物の規制に関する政令及び消防法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第225号):平成16年7月9日公布、平成17年12月1日施行

改正理由

消防法の一部改正(平成16年法律第65号)および危険物の規制に関する政令の一部改正(平成16年政令第225号)に伴い、再生資源燃料を指定可燃物として定め、その貯蔵および取扱いの技術上の基準等を定めるとともに規定を整備するため、改正しようとするもの

改正要旨

- 1 火災に関する警報の発令中は、山林等の場所で火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において、喫煙を禁止することとする。
- 2 自主的な保安対策による事故防止の推進を図るため、一定数量以上の廃棄物固形化燃料等、合成樹脂類等を貯蔵し、又は取り扱う場合は、火災の危険要因を把握するとともに、条例で定める基準のほか火災予防上有効な措置を講ずることとする。
- 3 1,000kg以上の再生資源燃料を貯蔵し、又は取り扱おうとする場合は、消防署長に届け出なければならないこととする。

「 単 行 案 」 21 件

6 秋田県市町村会館管理組合を組織する
地方公共団体の数の減少についての協
議に関する件

4 1,000kg以上の再生資源燃料を指定可燃物
とする。

5 その他所要の規定の整備を行う。

施行期日 公布の日から。この条例の施行
の際現に存する廃棄物固形化燃料等を貯蔵す
る施設等に関する所要の経過措置を規定する。

秋田県市町村会館管理組合を組織する地方
公共団体の合併に伴い、関係地方公共団体で
協議の上、構成団体を脱退・加入させること
について、議会の議決を求めようとするもの

・関連する合併(脱退団体 加入団体)

・角館町、田沢湖町、西木村 仙北市

・横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大
森町、十文字町、山内村、大雄村 横手
市

・仁賀保町、金浦町、象潟町 にかほ市

根拠法：地方自治法第290条

7 秋田県市町村総合事務組合を組織する
地方公共団体の数の減少および秋田県
市町村総合事務組合同規約の一部変更
についての協議に関する件

秋田県市町村総合事務組合を組織する地方
公共団体の合併等に伴い、関係地方公共団体
で協議の上、構成団体を脱退・加入させると
ともに、同組合同規約の一部変更すること
について、議会の議決を求めようとするもの

・関連する合併等

6に記載の市町村合併のほか、これに伴
う一部事務組合の解散

根拠法：地方自治法第290条

8 土地交換契約により引き渡す土地の土
壌汚染に係る和解および損害賠償に関
する件

土地交換契約により引き渡す土地（NHK
新秋田放送会館建設用地）の土壌汚染に係る
損害賠償請求に関し和解し、および損害賠償
の額を定めるため議会の議決を求めよう
とするもの

・相手方 日本放送協会秋田放送局

・市が行う汚染土壌(地中埋設物を含む。)の
処理

・処 理 量 3,750立方メートル

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理経費 (損害賠償の額) 99,763,000円を限度とする。 根拠法：地方自治法第96条第1項
9	市道路線を廃止する件	<p>県道の整備に伴い重複した路線を整理するため、廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止路線 1路線 延長655.70m <p>根拠法：道路法第10条第3項</p>
10	市道路線を認定する件	<p>宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定路線 12路線 延長1,780.00m 認定後の市道総延長 約1,948Km <p>根拠法：道路法第8条第2項</p>
11	秋田市知的障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>知的障害者デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田育明会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
12	秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>八橋老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田県厚生協会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
13	秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>旭南老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田聖徳会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

14	秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>川口老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人晃和会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
15	秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>外旭川老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人幸楽会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
16	秋田市老人デイサービスセンターの指定管理者を指定する件	<p>河辺老人デイサービスセンターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
17	秋田市雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定する件	<p>雄和ふれあいプラザの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社会福祉法人秋田市社会福祉協議会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
18	秋田市立夜間休日応急診療所の指定管理者を指定する件	<p>夜間休日応急診療所の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 社団法人秋田市医師会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

19	秋田市河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定する件	<p>河辺ユフォーレ公園施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 河辺地域振興株式会社 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
20	秋田市雄和観光交流館等の指定管理者を指定する件	<p>雄和観光交流館、雄和里の家、雄和観光農産物加工所、雄和ふるさと温泉、雄和コテージおよび雄和サイクリングターミナルの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 株式会社雄和振興公社 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成21年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
21	秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件	<p>雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 秋田ダリア栽培組合 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
22	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の指定管理者を指定する件	<p>雄和高尾山レクリエーション施設の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 伊藤工業株式会社 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
23	秋田市職業訓練センターの指定管理者を指定する件	<p>職業訓練センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 職業訓練法人秋田中央職業訓練協会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>

24	秋田市中高年齢労働者福祉センターおよび秋田市勤労者体育センターの指定管理者を指定する件	<p>中高年齢労働者福祉センターおよび勤労者体育センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 財団法人秋田市勤労者福祉振興協会 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成23年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
25	秋田港振興センターの指定管理者を指定する件	<p>秋田港振興センターの指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 ポート秋田株式会社 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成19年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
26	秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定する件	<p>秋田市太平山スキー場および太平山リゾート公園の指定管理者を指定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者 太平山観光開発株式会社 ・ 指定の期間 平成18年4月1日～平成21年3月31日 <p>根拠法：地方自治法第244条の2第6項</p>
「 予 算 案 」 10 件		
27	平成17年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件	資料別紙
28	平成17年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
29	平成17年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）の件	資料別紙
30	平成17年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）の件	資料別紙

31	平成17年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第1号）の件	資料別紙
32	平成17年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
33	平成17年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第3号）の件	資料別紙
34	平成17年度秋田市病院事業会計補正予算（第1号）の件	資料別紙
35	平成17年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
36	平成17年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）の件	資料別紙
「 追加提案 」		
「 人事案 」 9 件		
37	秋田市教育委員会委員の任命について同意を求める件	現教育委員会委員の藤木啓二氏の任期満了（平成17年12月26日）に伴い、その後任の任命について同意を求めるもの ・任期4年 根拠法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項
38	秋田市固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	現固定資産評価審査委員会委員の阿部千鶴子氏の任期満了（平成17年12月24日）に伴い、その後任の選任について同意を求めるもの ・任期3年 根拠法：地方税法第423条第3項
39	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	現人権擁護委員の工藤晃一氏の任期満了（平成18年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの 根拠法：人権擁護委員法第6条第3項

40	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の加賀屋和男氏の任期満了（平成18年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
41	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の三浦清氏の任期満了（平成18年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
42	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の松田和利氏の任期満了（平成18年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
43	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の中川淑子氏の任期満了（平成18年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
44	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の三浦憲子氏の任期満了（平成18年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>
45	人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	<p>現人権擁護委員の天野博子氏の任期満了（平成18年3月31日）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの</p> <p>根拠法：人権擁護委員法第6条第3項</p>